

レンタル取引基本契約書

第 1 条（総則）

賃借人を甲、賃貸人を乙（甲の連帯保証人を丙）として、建設機械など（以下「物件」という）のレンタルに関し、次の通りレンタル取引基本契約書を締結する（以下「本契約」という）。なお、本契約を証するため、契約書を二通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自その一通を保有する。（※連帯保証人をつける場合は、三通作成し、丙もその一通保有する。）

第 2 条（本契約の個別契約への摘要）

本契約期間中、甲乙間に締結される一切の個別契約に適用される。

第 3 条（個別レンタルの申込み）

本契約に基づき、甲は乙と物件の種類・規格・数量・使用目的・使用場所・引渡し予定日・引渡し返却場所などその他諸条件について取り決めた上、レンタル契約を申し込む。

第 4 条（個別契約の成立）

個々のレンタル契約は、甲が前第3条にしたがって申込み（口頭による場合を含む）、乙の責任者またはその代理人がそれを承諾することによって成立する（以下「個別契約」という）。

第 5 条（レンタル期間）

- ①レンタル期間は、原則として物件を乙の指定場所から出荷した日より、乙の指定場所へ返還した日迄とする。
- ②甲が、個別契約に定めるレンタル期間の短縮、または延長を申し出て、乙がそれを認めた時は、この期間およびレンタル料金について別途協議する。

第 6 条（保証金）

甲は、個別契約成立と同時に、乙の要求があれば、その申し出る額の保証金を、現金または小切手により差し入れる。

この保証金は個別契約諸条項の遵守、履行の担保とし、当該個別契約終了時に精算する。ただし、この保証金に利息はつけない。

第 7 条（物件の引渡し）

- ①乙の物件引渡しは、原則として乙の指定場所で、甲の指定する工事現場責任者・代理人あるいは運送受託人に対して行う。
- ②甲は、物件の引渡しを受けると同時に、借受証、あるいは受領証を乙に交付する。
- ③組立・据付・あるいは解体作業をともなう物件と引渡しについては、その都度個別契約においてレンタル期間の開始日および返還条件などを定める。
- ④物件の搬出人・運送・積み下ろしなどともなう事故は、甲、または甲の手配による場合は甲の責任とし、乙、または乙の手配による場合は乙の責任とする。

第 8 条（物件の検収）

甲は、物件受領後、ただちに乙の発行する貸渡証あるいは納品書ならびに法令に定められた諸資料記載の内容に基づき物件の規格・仕様・性能・機能・数量などについて検収をし、物件に瑕疵がないことを確認する。もし、物件の不適合・不完全・不足・その他瑕疵などを発見した場合には、ただちに乙に連絡する。

乙が、甲の連絡を受けたときは、その責任においてすみやかに物件を修理するか、または代替の物件を引き渡す。

第 9 条（物件の保守管理）

- ①甲は、善良なる管理者の注意を持って物件を保管し、関連法令を守り、物件の本来の用法・能力に従って使用し、常時正常の状態に維持管理する。その為の費用は特約のない限り、甲が負担する。
- ②月例自主点検などを必要とする物件については、別途特約がない限り、甲の責任と負担でこれを行う。

- ③甲の責に帰することができない理由により物件の故障・破損などが発生した場合は、乙の責任と負担でこれを修理するか、または代替の物件を引き渡す。

第 10 条（物件の検査）

乙は、物件の使用場所において、その使用ならびに保管の状況を検査することができる。

第 11 条（物件についての損害補償）

- ①物件が、天災地変、その他甲乙いずれの責にも帰する事ができない事由によって滅失、あるいは毀損した場合の損害の負担については甲乙が協議して定める。
- ②物件が、甲の使用方法・取扱いの不備などにより損傷した場合は、修理費および修理期間に相応したレンタル料金を補償金として甲は乙に支払う。
- ③甲の過失により物件が盗難にあったり、滅失した場合は、時価相当額を甲は乙に支払う。

第 12 条（損害賠償責任）

甲が乙の物件の保管・使用に起因して、（ただし、乙の整備不良など乙の責に帰すべき事由に起因する場合を除く）第三者に対し人的・物的な損害が発生した場合は、甲の責任において、すみやかに損害の程度に相当する額を当該第三者に賠償金として支払う。ただし、乙があらかじめ賠償責任保険を付している事故について乙が保険金を受け取った場合は、その保険受領金額を限度とし、乙は甲に交付することができる。

商品の故障等によって生ずる工事の遅れ、又は手待ちなどによる損害に関しては乙は一切責任を負わない。

第 13 条（禁止事項）

甲が乙の書面による承諾を得なければ次の各号に定める行為をすることはできない。

1. 物件に、新たに装置・部品・付属品などを付着させること、また既に付着しているものを取り外すこと。
2. 物件の改造、あるいは性能・機能の変更をすること。
3. 物件を本来の用途以外に使用すること。
4. 物件を、当初に納入した場所より他へ移動させること。
5. 個別契約に基づく賃借権を、他に譲渡し、または物件を第三者に転貸すること。
6. 物件について、質権・抵当権・譲渡担保権・その他一切の権利を設定すること。
7. 物件に表示された所有者の表示や標識を乙の承諾なしに抹消したり、取り外すこと。

第 14 条（通知義務）

甲、乙（又は丙）は、次の各号にいずれかに該当した場合には、その旨を相手方にすみやかに連絡すると同時に、書面でも通知する。

1. 甲は、物件について盗難・滅失あるいは毀損などが生じたとき。
2. 住所を移転したとき。
3. 代表者を変更したとき。
4. 事業の内容に重要な変更があったとき。
5. 物件につき、他から強制執行、その他法律的・事実侵害があったとき。

第 15 条（個別契約満了時の処理と物件の返還）

- ①個別契約期間満了時、または期限前であっても第16条により、乙から物件返還の請求があった時は、甲はただちに物件を個別契約で定める場所へ返還する。
乙は物件の返還を受けると同時に甲に受領証を交付する。
- ②返還に伴う輸送費、およびその物件の返還に要する一切の費用は原則として甲の負担とする。
- ③物件の返還は、甲乙双方立会いのうえ、行うこととする。
ただし、甲が立ち会うことができない場合は、乙の検収を

もって有効とする。

- ④甲は、物件を返還する時は、それが甲の使用方法、取扱いの不備などにより毀損してた場合に限り（期間経過相応の損耗を除く）第11条②項の定めに従い、甲の負担において物件を現状に復して返還するか、またはその費用を乙に支払う。

- ⑤甲は、事由の如何を問わず物件につき留置権ならびに同時履行抗弁権を行使しない。

第 16 条（契約の解除）

下記の場合、甲または乙は本契約および個別契約を解除することができる。

- ①甲または乙が、本契約または個別契約の条項のいずれかに違反したとき。
- ②甲が、レンタル料などの支払いを怠ったとき。
- ③甲が、物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、あるいは法令その他で定められる使用方法に違反したとき。
- ④甲または乙が、営業上の休廃止・解散をし、あるいは差押・仮差押・強制執行・手形交換所の不渡処分・公租公課の滞納処分を受け、または破産・民事再生・会社整理・会社更生・特定調停の申し立てをしたとき。
- ⑤乙の、レンタル物件が盗難にあった場合、もしくは物件が滅失し、または毀損し使用不能となった場合。

第 17 条（契約解除時の処置）

前項の規定により、本契約および個別契約が解除された場合には、乙はただちに物件を引取るものとし、その引取りに要する費用は責のある当事者が負担するとともに、乙の引取りに対して甲は乙に協力しなければならない。

第 18 条（中途解約）

- ①個別契約期間中における中途解約は原則として認められない。ただし、甲の特別の事由により期間満了前に申し出し、乙がこれを認めた場合はこの限りではない。
- ②前項において、解約が認められた場合、甲はただちに第15条の規定に基づく手続きを履行する。

第 19 条（解約損害金）

本契約および別途契約が第16条および第18条により契

約解除となり、物件返還がされた場合においても、甲はあらかじめ特約した損害金を支払う。ただし、特約のない場合は甲乙協議のうえ、損害金・賠償金を定める。

第 20 条（秘密の保持）

乙は、この契約の履行にともない、工事について知り得た情報・知識・工法・技術および甲の営業上の秘密の一切を、この契約終了後といえども他に漏らしてはならない。また、乙の使用人などにこれらの秘密を漏らさないようにさせなければならない。

第 21 条（連帯保証人）

連帯保証人は、甲と連帯して、本契約および個別契約上の義務の履行を保証する。

※乙が必要とする場合には連帯保証人をつけることができる。

第 22 条（契約期間）

基本契約の有効期間は 年 月 日より ヵ年とする。ただし、期間満了1ヵ月前までに、甲乙いずれかより解約の意思表示がない限り、自動的に1ヵ年間更新されたものとし、以後も同様とする。

第 23 条（公正証書）

甲および丙が、本契約および個別契約に定める金銭債務の履行を怠ったときは、その財産についてただちに強制執行を受けることを承諾する。

乙から要求あり次第、本契約および個別契約について公正証書を作成するものとし、これに要する費用は甲の負担とする。

※乙が必要とする場合には公正証書を作成することができる。

第 24 条（訴訟管轄）

本契約および個別契約にもとづく甲乙間の紛争に関する管轄裁判所は、乙の本社所在地を管轄する裁判所とする。

第 25 条（特約）

第 26 条（補足）

本契約に定めなき事項については、甲乙は誠意をもって協議し処理する。

年	月	日
賃借人（甲）住所		
氏名	印	
賃貸人（乙）住所	愛知県西尾市丁田町空左12番地の2 株式会社 カイノス	
氏名	代表取締役 榊 原 昇	印
連帯保証人（丙）住所		
氏名	印	